

改葬の手続きについて

お墓や納骨堂に埋蔵されている焼骨を他のお墓や納骨堂に移すことを「改葬」といいます。

「改葬」に当たるケースとしては次のようなことが考えられます。

- ・ 遠方にある生まれ故郷のお墓参りに行けないので、墓じまいして居住地の近くの納骨堂に納骨したい。
- ・ 郷里のお墓を守っていくのが困難になった、市外に引っ越したので自宅近くのお墓で供養したい。
- ・ 後世への継承のことを考えると居住地の近くに移しておきたい。

このような場合には事前に市役所で下記のような手続きが必要です。

詳細に関しては下記のことをよく確認してください。

1 改葬する際の注意点

- 今現在のお墓・納骨堂の管理者に「改葬」の意志を伝え相談することが大切です。
- 今のお墓がお寺にある場合は、改葬に至った経緯を誠意を持ってお話ししましょう。
- 改葬と言っても様々なケースがあり、必要な書類や手続き方法が異なります。書類の不足や不備で何度も足を運ぶことにならないよう事前に問い合わせを行い、必要な書類を確認しておく必要があります。

2 改葬手続きの主な流れ

(1) 納骨先（新しく納骨する先）の選定

まずは遺骨の移転先を決めておかなければなりません。これから供養をしていくためにどこに新しいお墓をつくるか、または納骨堂に納めるのか希望にあった場所をお選びください。

(2) 新しいお墓・納骨堂の管理者との契約

移転先の新しいお墓や納骨堂が決まりましたら、管理者との契約を行います。

契約書を交わし、「証明書」や「使用許可証」等を取得してください。

※ 「証明書」及び「使用許可証」はお墓や納骨堂によって名称が異なります。

(例) 「永代使用承諾証」「墓地使用承諾証」など。

※ 上記許可証の代わりに移転先のお墓や納骨堂の管理者からの「受入証明書」でも構いません。(記入してもらう様式が別途あります。)

(3) お墓・納骨堂の管理者から証明を取得

これまで使用していたお墓や納骨堂の管理者から埋葬（埋蔵・収蔵）していることの証明をもらいます。

※ 改葬許可申請書の下段に証明記入欄があります。

(4) 改葬許可証を取得

これまで使用していたお墓・納骨堂がある場所の市役所で改葬許可申請を行います。

書類の不備などがなく申請が承諾されると「改葬許可証」が発行されます。

※ 添付書類として(2)、(3)で取得した書類が必要となります。

(5) お骨の移動

事前に日時を決めて、これまで使用していたお墓や納骨堂の管理者に「改葬許可証」を提示し、遺骨を引き取ります。古いお墓の魂抜きや供養をする場合は事前の予約も必要です。事前にお寺さんと打合せをしておいてください。

※ 「改葬許可証」の発行手続きと遺骨の引き取りを一日で行う場合は、管理者や遺骨を取り出す石材店と、当日の段取りを良く打合せておくことが大切です。また、使用した墓地は整地して管理者に返すことが原則ですので古い墓石は撤去する必要があります。

(6) 新しいお墓・納骨堂に納骨

事前に日時を決めて、新しいお墓・納骨堂の管理者に「改葬許可証」を提出し、遺骨を納めます。このとき、納骨の法要と同時にお墓の魂入れ(開眼供養)を行うこともあります。事前にお寺さんと打合せをしておいてください。

3 再火葬する場合

改葬を行う際に遺骨を小さく(1つにまとめて)して持って行きたいといった要望がある場合、再火葬を行うことができます。手続きは下記のとおりです。

(1) 「改葬許可証」を取得後、再火葬の予約

再火葬の予約と火葬料金を納めて「火葬許可証」を取得してください。

※ 1 炉あたりの使用料金：6,000円

(2) 火葬場にて再火葬の立会

予約した日時・場所で再火葬を行ってまいります。火葬場では遺骨の持込み、再火葬の立会が必要です。

※ 火葬場へ行く際は、「改葬許可証」と「火葬許可証」が必要となります。

4 改葬手続きに関する根拠法令

墓地、埋葬等に関する法律	墓地、埋葬等に関する法律施行規則
<p>第五条 埋葬、火葬又は改葬を行おうとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)の許可を受けなければならない。</p> <p>2 前項の許可は、埋葬及び火葬に係るものにあつては死亡若しくは死産の届出を受理し、死亡の報告若しくは死産の通知を受け、又は船舶の船長から死亡若しくは死産に関する航海日誌の謄本の送付を受けた市町村長が、改葬に係るものにあつては死体又は焼骨の現に存する地の市町村長が行なうものとする。</p>	<p>第二条 法第五条第一項の規定により、市町村長の改葬の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を、同条第二項に規定する市町村長に提出しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none">一 死亡者の本籍、住所、氏名及び性別(死産の場合は、父母の本籍、住所及び氏名)二 死亡年月日(死産の場合は、分べん年月日)三 埋葬又は火葬の場所四 埋葬又は火葬の年月日五 改葬の理由六 改葬の場所七 申請者の住所、氏名、死亡者との続柄及び墓地使用者又は焼骨収蔵委託者(以下「墓地使用者等」という。)との関係 <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none">一 墓地又は納骨堂(以下「墓地等」という。)の管理者の作成した埋葬若しくは埋蔵又は収蔵の事実を証する書面(これにより難い特別の事情のある場合にあつては、市町村長が必要と認めるこれに準ずる書面)二 墓地使用者等以外の者にあつては、墓地使用者等の改葬についての承諾書又はこれに対抗することができる裁判の謄本三 その他市町村長が特に必要と認める書類 <p>別記様式3号 改葬許可証</p>